

七宗町第 2 次男女共同参画基本計画
【 素案 】

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の背景	2
3 計画の位置づけ	3
4 計画の期間	3
第2章 男女共同参画に関する現状	4
1 七宗町の現状	4
2 アンケート調査結果	8
3 男女共同参画を取り巻く課題	22
第3章 計画の基本理念と基本目標	25
1 男女共同参画の推進における基本理念	25
2 基本目標	25
第4章 具体的な取り組みの方向	27
基本目標1 男女共同参画社会形成のための意識の醸成	27
基本的施策1 人権意識の醸成	27
基本的施策2 男女共同参画への理解の推進	28
基本目標2 女性が活躍できる社会の実現【女性活躍推進】	29
基本的施策1 男女が共に働きやすい環境の整備	29
基本的施策2 ワーク・ライフ・バランスの啓発	30
基本目標3 安心して暮らせる地域づくり	31
基本的施策1 人権尊重とあらゆる暴力の根絶	31
基本目標4 男女共同参画の推進による豊かな社会づくり	33
基本的施策1 政策・方針決定過程における男女共同参画	33
基本的施策2 地域活動における男女共同参画の推進	33
基本的施策3 協働によるまちづくりの推進	34
基本的施策4 社会的支援に関する環境の整備と充実	35

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

国においては、平成 11 年に「男女共同参画社会基本法」が施行され、その前文において、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国の社会を決定する最重要課題と位置づけ、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要であるとしています。平成 12 年にはこの法律に基づく初めての国の計画として「男女共同参画基本計画」が策定され、以降 5 年ごとの改定を行いながら総合的かつ計画的に施策を推進しています。

本町は、平成 26 年 3 月に「七宗町男女共同参画基本計画」を策定し、あらゆる分野で女性も男性も共に参画し、相互の自立を育み、人権を尊重しあう社会の実現を目指してきました。

さらに、地方創生や平成 27 年に成立した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）に伴い、女性の社会進出の推進や労働参加率の向上などにも努めてきました。

このような取り組みにより、男女共同参画に関する町民の理解は深まりつつあるものの、依然として、性別に基づく固定的な役割分担意識の存在や平等意識の浸透率の低さなど女性を取り巻く問題は多く、取り組むべき課題は今もなお多くあります。また、国内において令和 2 年（2020 年）に発生した新型コロナウイルス感染症の拡大は、人々の生活や雇用に大きな影響を与えていますが、これまでの働き方や生活様式を見直す転機ともなっており、これから先の男女共同参画社会の実現に向け新たな可能性を見出しつつあります。

こうした中で、「七宗町第 2 次男女共同参画基本計画」は、これまでの本町の計画を引き継ぎ、令和 2 年度に公表された国の第 5 次男女共同参画基本計画を踏まえつつ、社会情勢の変化等も考慮し、新たな課題や取り組むべき施策を明らかにし、町民・行政・地域・活動団体・事業所など様々な立場の方と課題を共有し、力を合わせながら目標の達成に向けて総合的、また計画的に男女共同参画を進めていくために策定するものです。

2 計画の背景

(1) 国際的な動き

世界では、国際連合が提唱した昭和 50 年の国際婦人年世界会議（メキシコ会議）における世界行動計画の採択をはじめ、様々な取り組みが展開されています。昭和 54 年には、国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」を採択し、日本も昭和 60 年に批准しています。

また、平成 27 年には、国連持続可能な開発サミットで「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、17 のゴール（目標）と 169 のターゲットから成る「持続可能な開発目標（SDGs）」が掲げられました。

「持続可能な開発目標（SDGs）」は、環境・経済・社会に関わる幅広いゴール（目標）、ターゲットを設定していますが、17 のゴールの中には、「ゴール5 ジェンダー平等を実現しよう」等、本計画と関連した目標が盛り込まれています。

持続可能な開発目標（SDGs）



(2) 国の動き

昭和 50 年に国際婦人年世界会議で「世界行動計画」が採択されたことを踏まえ、国は、昭和 52 年に「国内行動計画」を策定し、順次、男女共同参画に関する法律などの整備を進めてきました。

平成 11 年には「男女共同参画社会基本法」が施行されました。この法律では男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国における最重要課題として位置づけ、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会を形成するための施策を推進することが重

要であるとしています。

この法律に基づき、平成 12 年には「男女共同参画基本計画」を、その後、5 年ごとに基本計画が策定されています。令和 2 年に「第 5 次男女共同参画基本計画」が閣議決定され、この計画においては、めざすべき男女共同参画社会の形成の促進を図るため、4 つの社会、①男女が個性と能力を発揮できる多様性に富んだ社会、②男女の人権が尊重される社会、③仕事と生活の調和が図られた社会、④国際的な評価を得られる社会が改めて提示されています。

(3) 岐阜県の動き

岐阜県では、平成 15 年に「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」を制定し、この条例に基づき策定した「岐阜県男女共同参画計画」の下、男女共同参画社会の実現を目指して様々な施策を実施してきました。令和元年度には、「岐阜県男女共同参画計画（第 4 次）」を策定し、男女が、平等に個人として尊重され、社会の対等な一員として、自分の意思ですべての分野の活動に参画することができることにより、男女が政治的、経済的、社会的、文化的利益を等しく受けることができ、共に責任を担う「男女共同参画社会」の実現を目標としています。

3 計画の位置づけ

男女共同参画社会を実現するために必要不可欠な次の 2 つの法律が制定され、この法律に基づく推進計画の策定が市町村の努力義務とされました。

この「第 2 次七宗町男女共同参画基本計画」の一部を、以下の法律に基づく推進計画として位置づけ、法律の趣旨に則った施策を推進します。

○本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV 防止法」という。）第 2 条の 3 第 3 項に基づきます。

○本計画は「女性活躍推進法」第 6 条第 2 項の規定に基づきます。

4 計画の期間

本計画は、令和 5 年度から令和 14 年度までの 10 年間を計画期間とします。

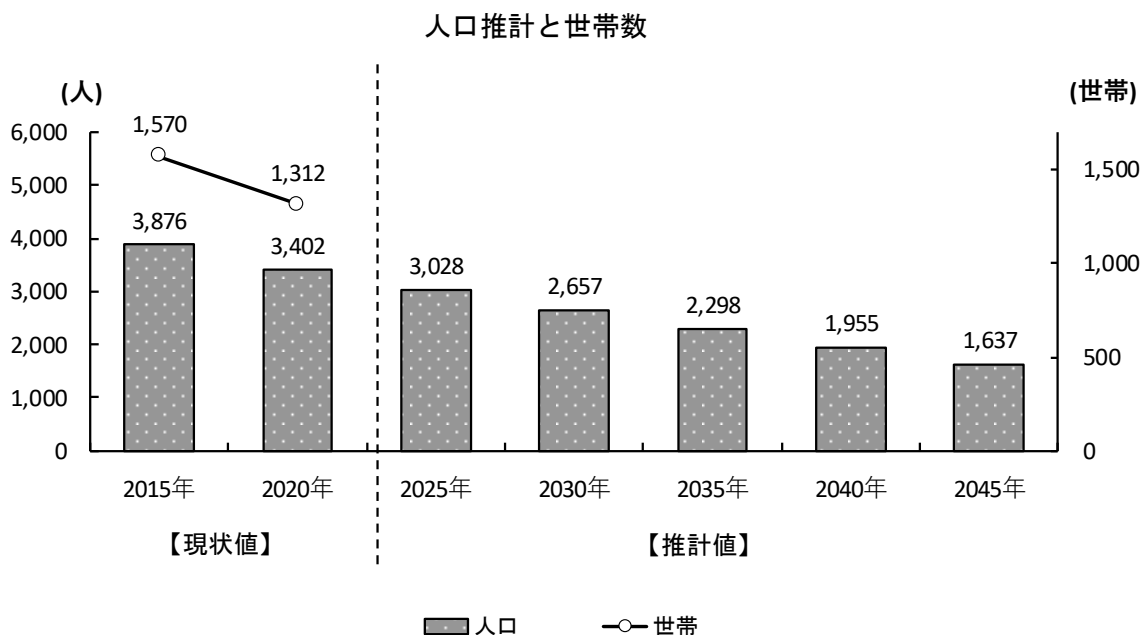
なお、社会情勢の変化や計画の進捗状況等を踏まえ、必要に応じ見直しを行います。

1 七宗町の現状

(1) 人口推計と世帯数

七宗町の人口は年々減少しており、2023 年では 3,365 人となっています。将来人口の推計値を見ると、今後も人口は減少し、2045 年の推計人口は 1,637 人と予測されています。

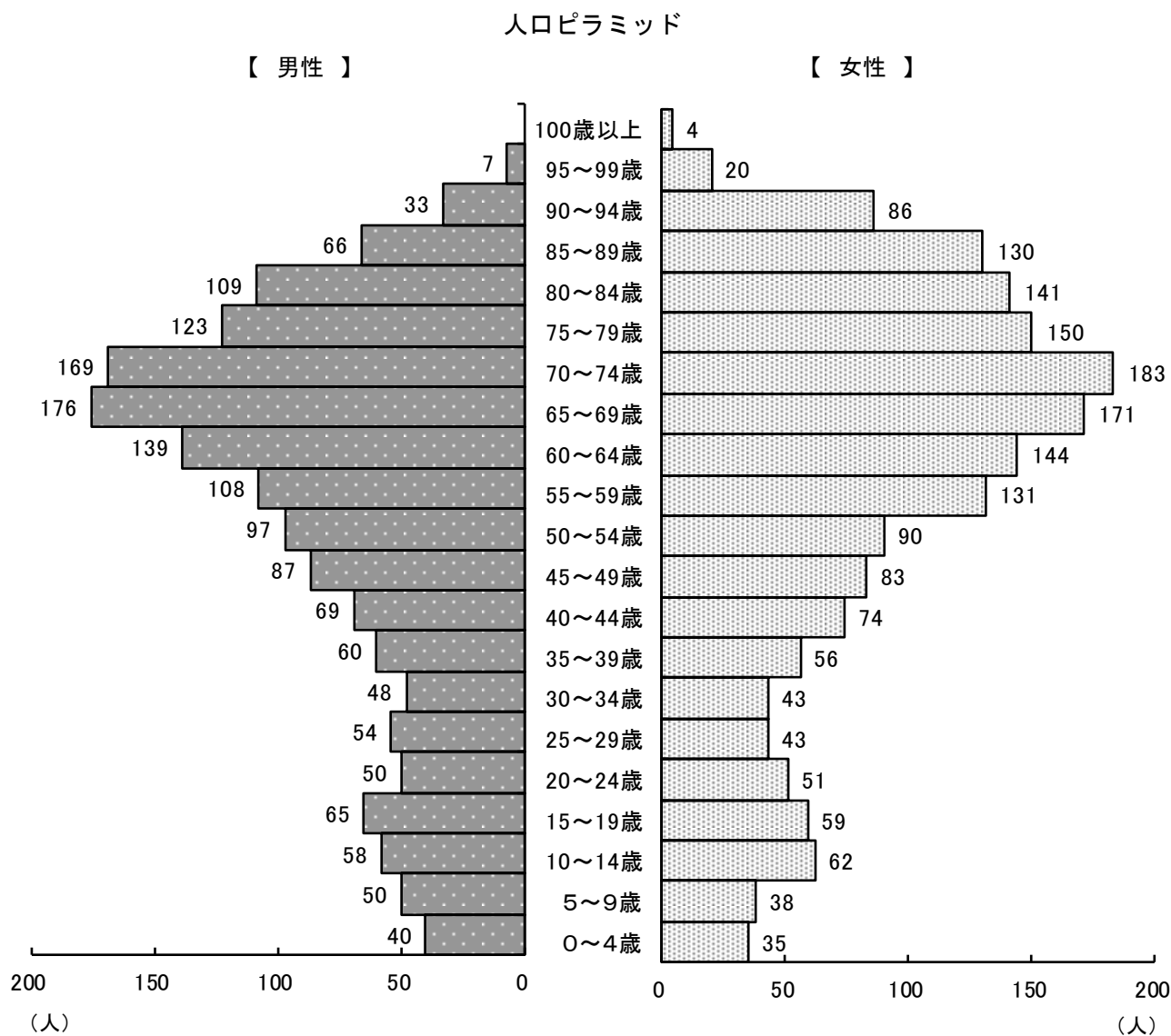
2020 年の世帯数を見ると 1,312 世帯となっています。



資料：世帯数は住民基本台帳、人口は国勢調査より引用

(2) 人口ピラミッド

男女別 5 歳年齢階級別の人口で見ると、65～69 歳と 70～74 歳でふくらみ、近年の出生数の減少により、「ひょうたん型」に近い形になっています。

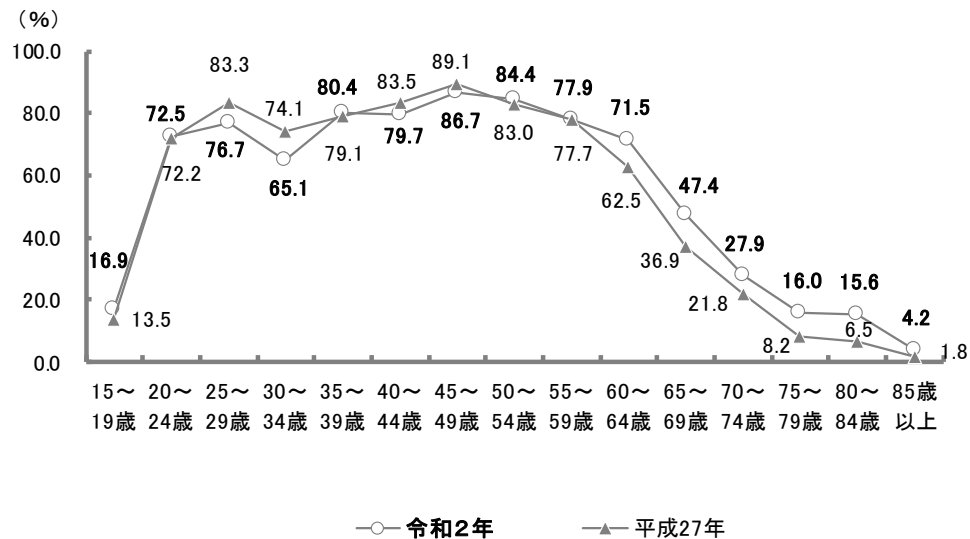


資料：国勢調査（令和 2 年）

(3) 女性の年齢別就業率推移

令和2年の女性の就業率は、30歳から34歳で平成27年に比べ大きく減少しています。一方で、60歳以上では、平成27年に比べ増加しています。

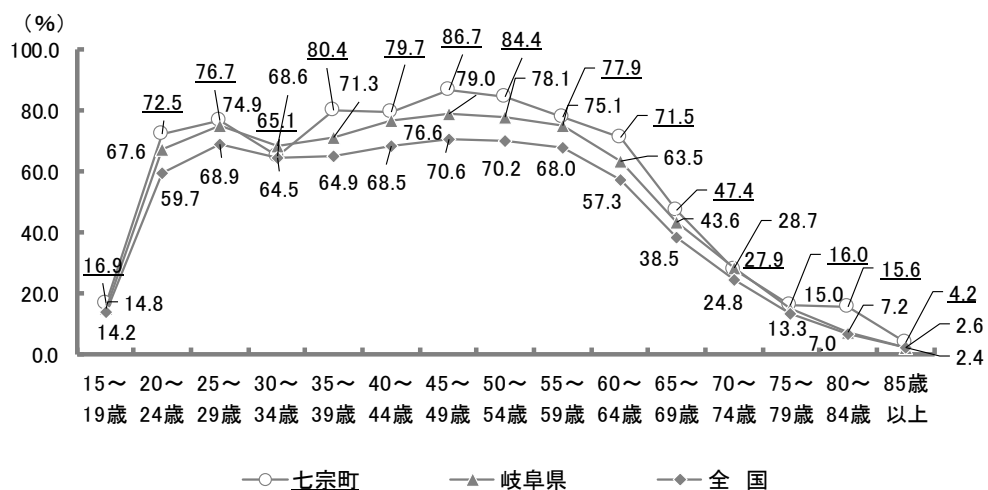
女性の年齢別就業率の推移



資料：国勢調査（平成27年、令和2年）

令和2年における女性の就業率は、15歳から29歳までと35歳以上で岐阜県や国と比べて高くなっています。

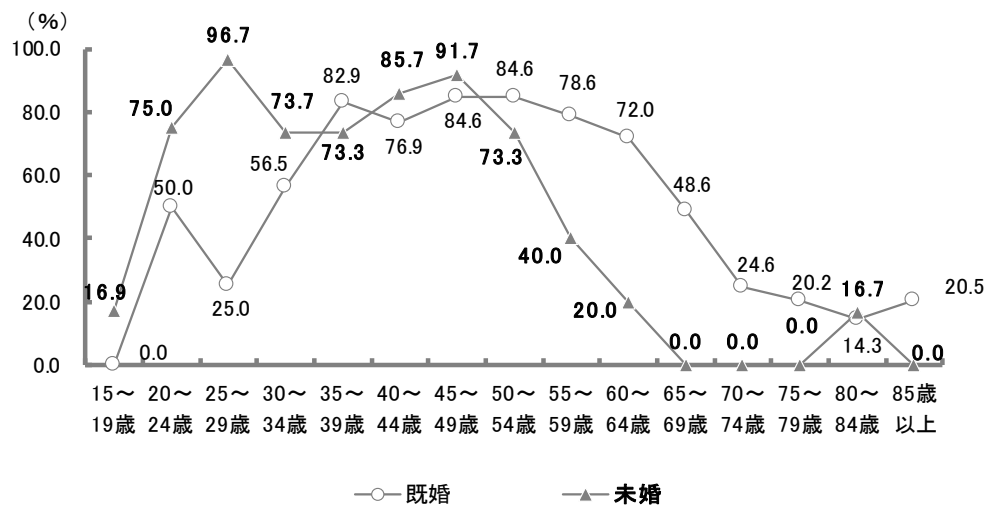
女性の年齢別就業率（国・県比較）



資料：国勢調査（令和2年）

令和2年における女性の年齢別就業率を既婚と未婚で比較して見ると、15歳から34歳までは未婚の方が高くなっています。35歳と50歳以上は既婚の方が高くなっています。

女性の年齢別就業率（既婚・未婚比較）



資料：国勢調査（令和2年）

2 アンケート調査結果

(1) アンケート調査の概要

① 調査の目的

計画の進捗状況や計画策定後の社会経済情勢等を踏まえ、住民及び事業所・関係団体のニーズを把握し、現状の課題を整理したうえで、男女共同参画社会基本法に基づく計画を策定するため、アンケート調査を実施しました。

② 調査対象

七宗町在住の18歳以上を無作為抽出

③ 調査期間

令和4年10月14日から令和4年11月14日まで

④ 調査方法

郵送による配布・回収

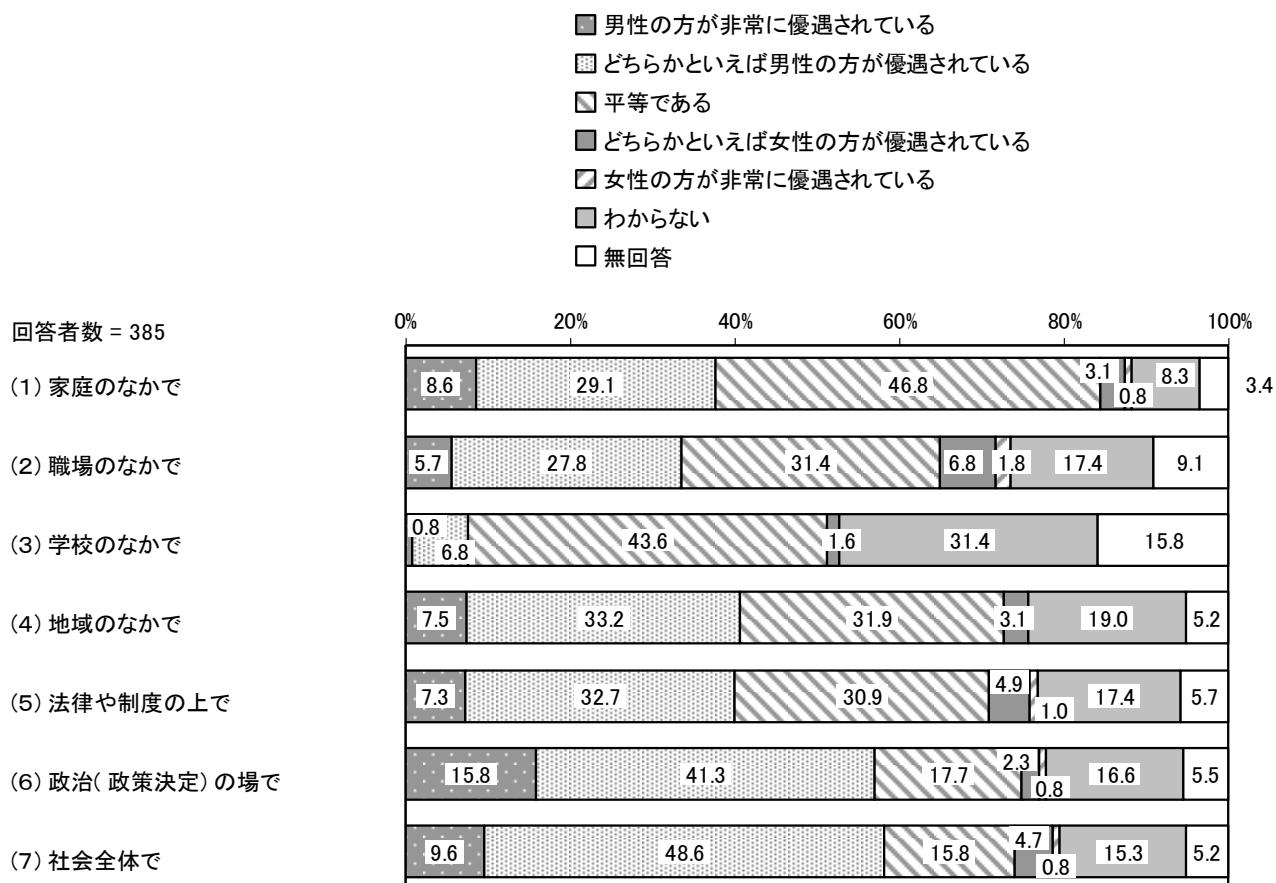
⑤ 回収状況

配 布 数	有効回答数	有効回答率
1,000 通	385 通	38.5%

(2) 主な調査の結果

① 男女平等意識について

『(1)家庭のなかで』、『(3)学校のなかで』で「平等である」の割合が高くなっています。また、『(6)政治(政策決定)の場で』、『(7)社会全体で』で「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」をあわせた“男性の方が優遇されている”の割合が高くなっています。



【性別による男女平等意識】

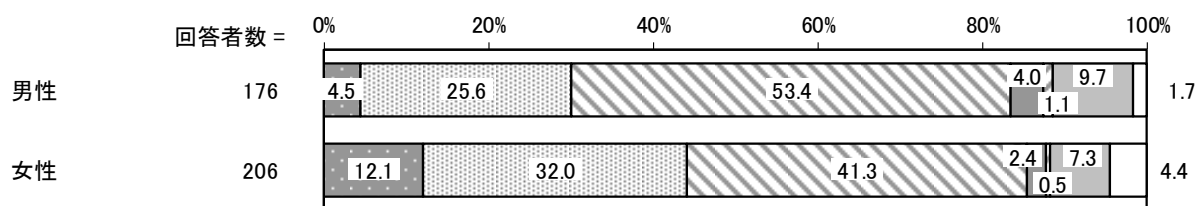
家庭のなかにおいては、女性に比べ、男性で「平等である」の割合が高くなっています。一方、男性に比べ、女性で“男性の方が優遇されている”の割合が高くなっています。

職場のなかにおいては、女性に比べ、男性で「どちらかといえば女性の方が優遇されている」と「女性の方が非常に優遇されている」をあわせた“女性の方が優遇されている”の割合が高くなっています。一方、男性に比べ、女性で“男性の方が優遇されている”「わからない」の割合が高くなっています。

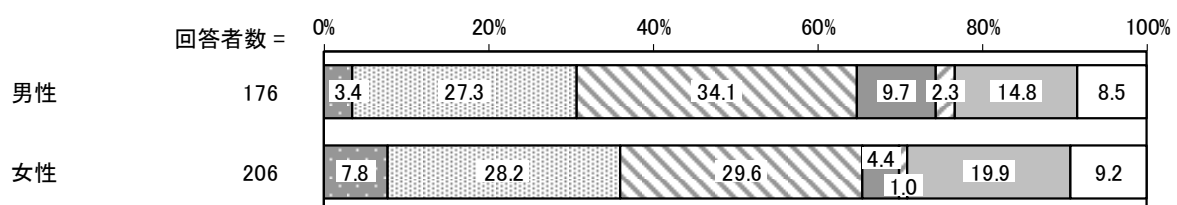
社会全体で見ると、男性に比べ、女性で“男性の方が優遇されている”の割合が高くなっています。一方、女性に比べ、男性で“女性の方が優遇されている”の割合が高くなっています。

- 男性の方が非常に優遇されている
- ▨ どちらかといえば男性の方が優遇されている
- 平等である
- ▨ どちらかといえば女性の方が優遇されている
- ▨ 女性の方が非常に優遇されている
- わからない
- 無回答

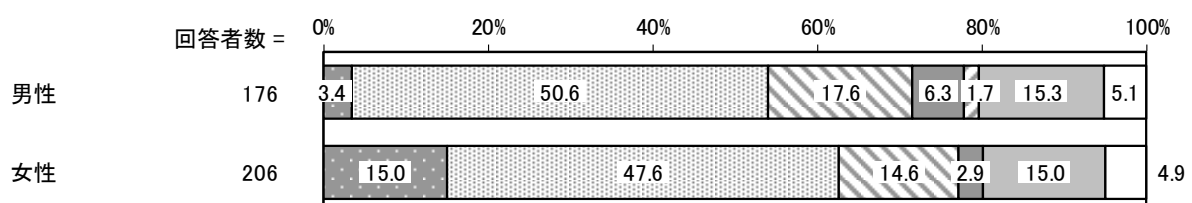
ア 家庭のなかで



イ 職場のなかで

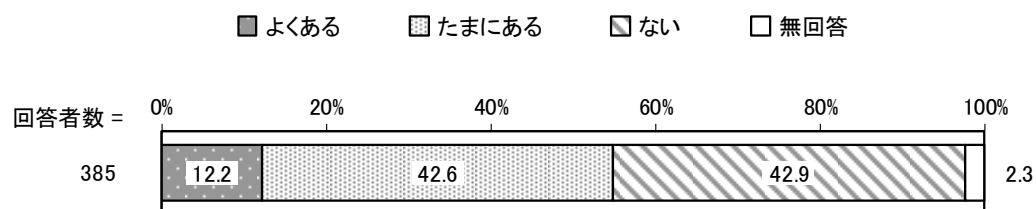


ウ 社会全体で



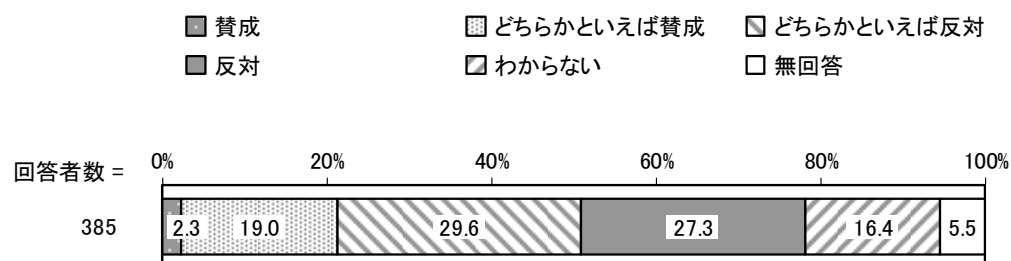
②「女らしさ／男らしさ」や「女性／男性の役割」などを言われたり期待されたりすることの有無について

「よくある」と「たまにある」をあわせた“ある”の割合が54.8%となっています。



③「男は仕事、女は家庭」という考え方について

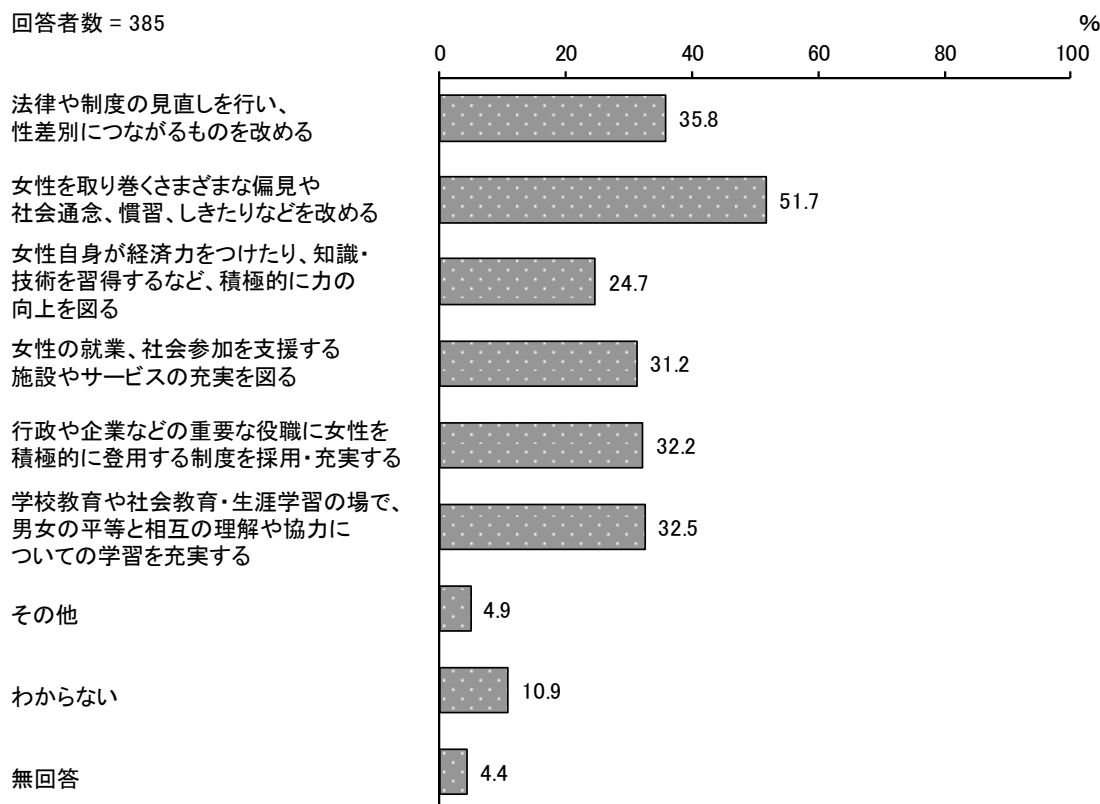
「賛成」と「どちらかといえば賛成」をあわせた“賛成”の割合が21.3%、「どちらかといえば反対」と「反対」をあわせた“反対”の割合が56.9%、「わからない」の割合が16.4%となっています。



④ 男女があらゆる分野で平等になるために重要なことについて

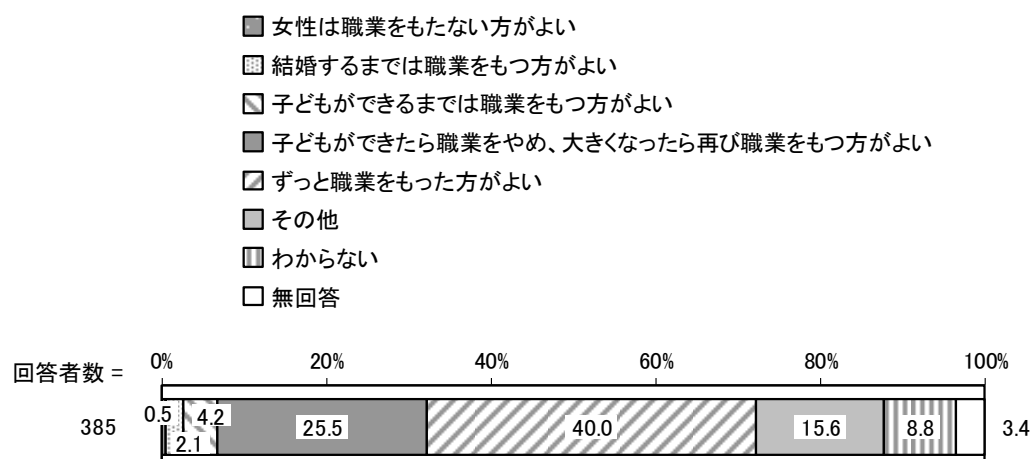
「女性を取り巻くさまざまな偏見や社会通念、慣習、しきたりなどを改める」の割合が51.7%と最も高く、次いで「法律や制度の見直しを行い、性差別につながるものを改める」の割合が35.8%、「学校教育や社会教育・生涯学習の場で、男女の平等と相互の理解や協力についての学習を充実する」の割合が32.5%となっています。

回答者数 = 385



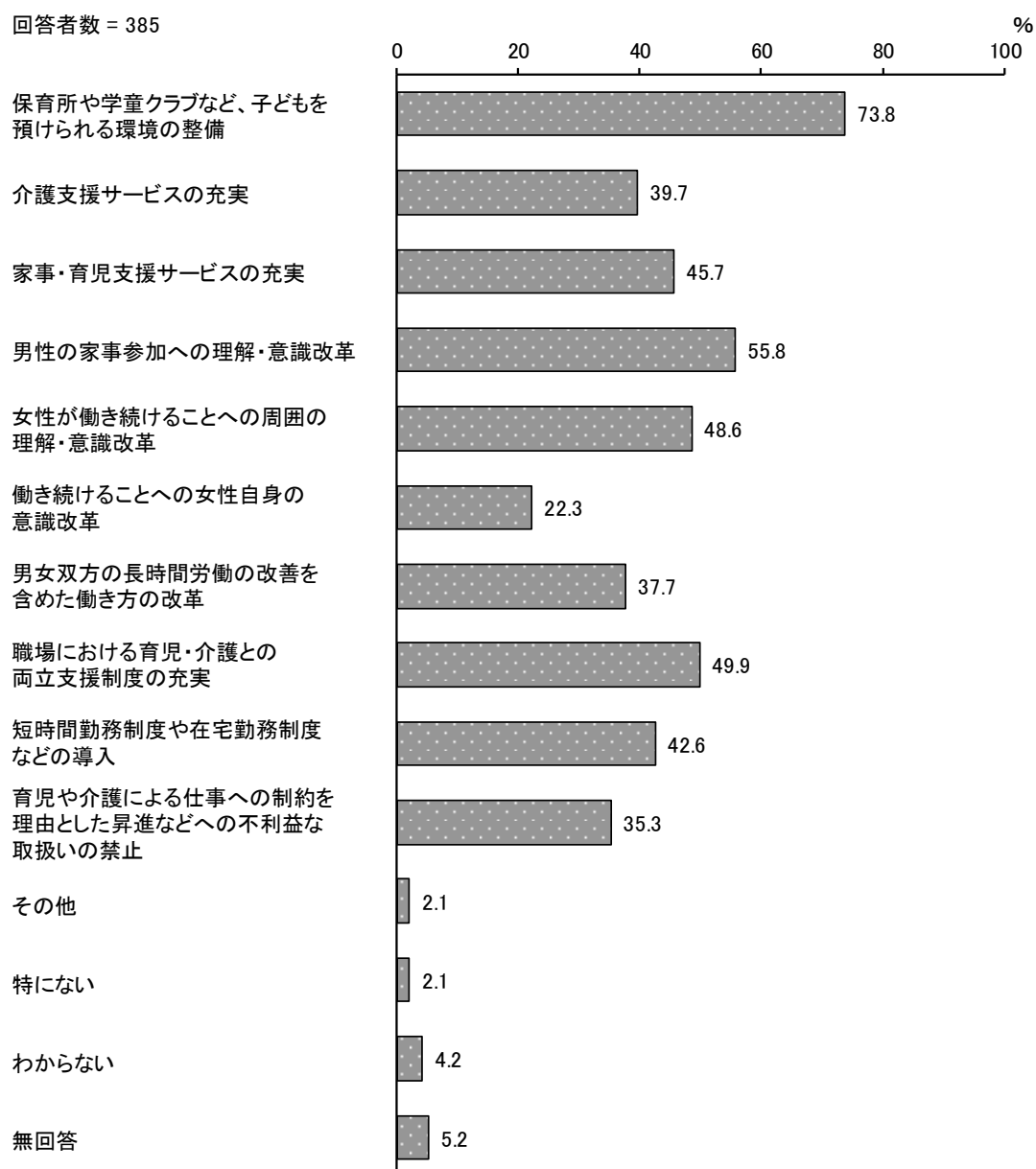
⑤ 女性が職業をもつことについて

「ずっと職業をもった方がよい」の割合が40.0%と最も高く、次いで「子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」の割合が25.5%となっています。



⑥ 女性が出産後なども離職せずに働き続けるために、家庭・社会・職場において必要なことについて

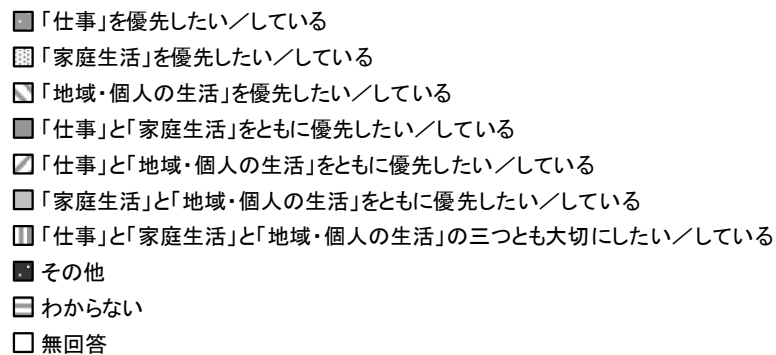
「保育所や学童クラブなど、子どもを預けられる環境の整備」の割合が 73.8%と最も高く、次いで「男性の家事参加への理解・意識改革」の割合が 55.8%、「職場における育児・介護との両立支援制度の充実」の割合が 49.9%となっています。



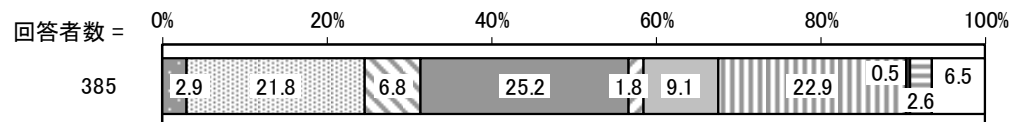
⑦ ワーク・ライフ・バランスについて

希望としては、『「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい』の割合が25.2%と最も高く、次いで『「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」の三つとも大切にしたい』の割合が22.9%、『「家庭生活」を優先したい』の割合が21.8%となっています。

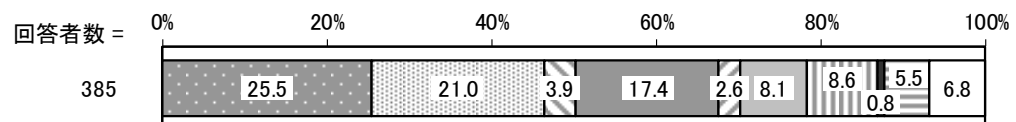
現実としては、『「仕事」を優先している』の割合が25.5%と最も高く、次いで『「家庭生活」を優先している』の割合が21.0%、『「仕事」と「家庭生活」をともに優先している』の割合が17.4%となっています。



【希望として】

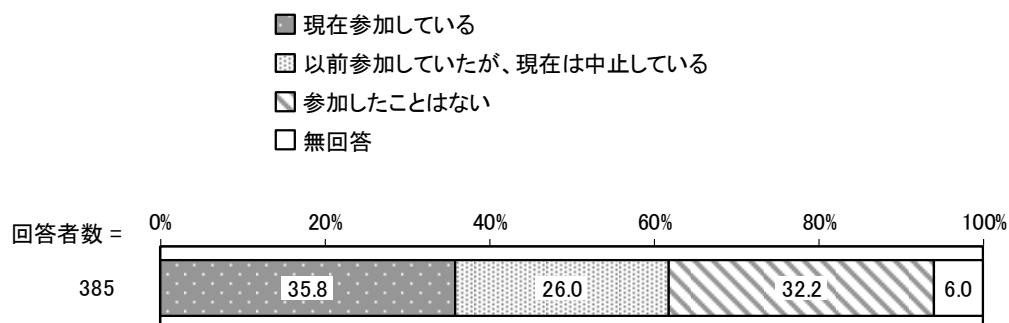


【現実として】



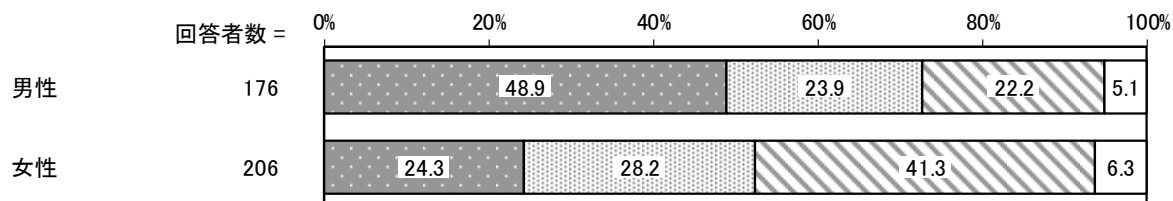
⑧ 地域活動への参加について

「現在参加している」の割合が35.8%と最も高く、次いで「参加したことはない」の割合が32.2%、「以前参加していたが、現在は中止している」の割合が26.0%となっています。



【性別による地域活動への参加について】

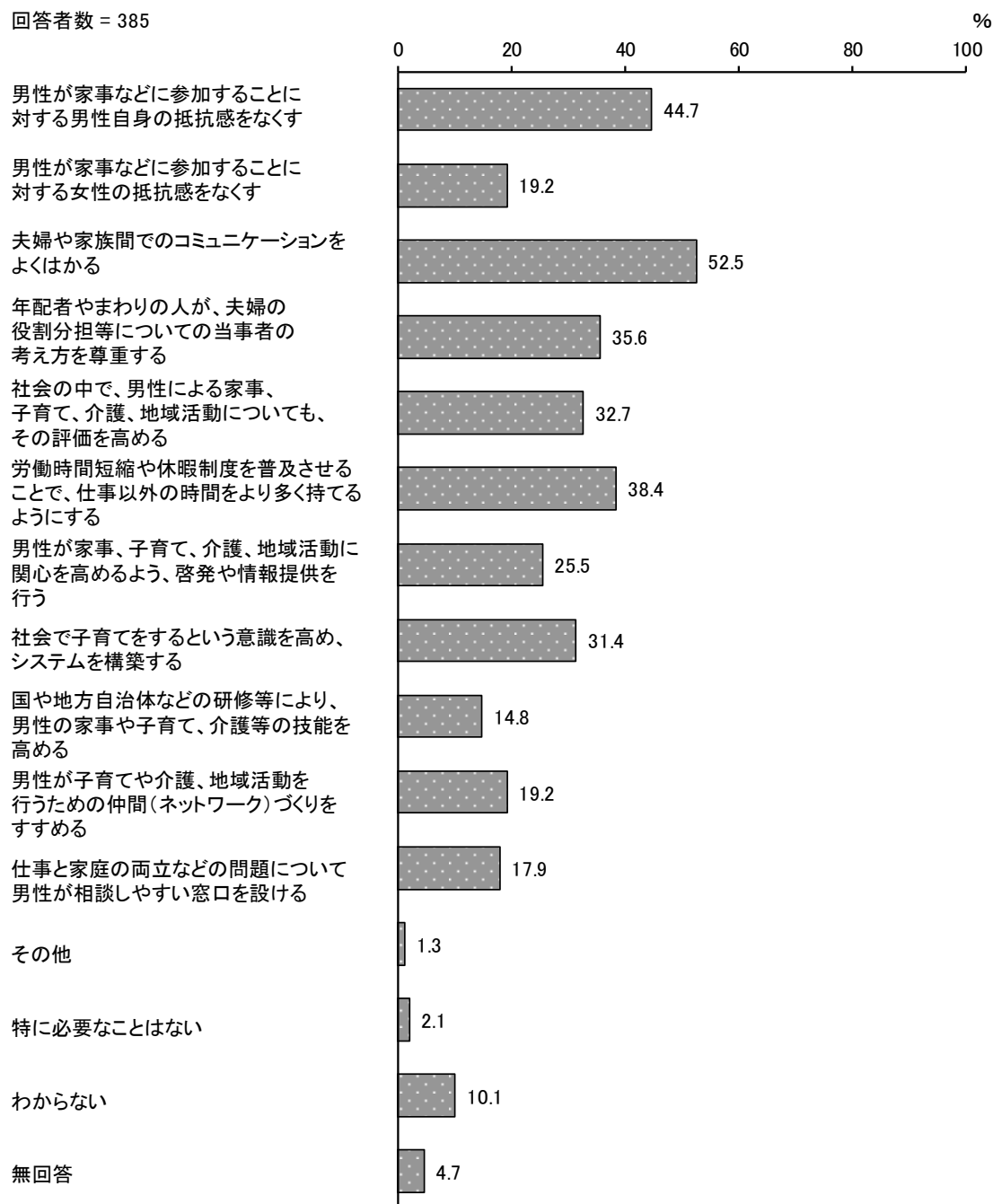
性別で見ると、女性に比べ、男性で「現在参加している」の割合が高くなっています。一方、男性に比べ、女性で「参加したことはない」の割合が高くなっています。



⑨ 男女ともに家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくために必要なことについて

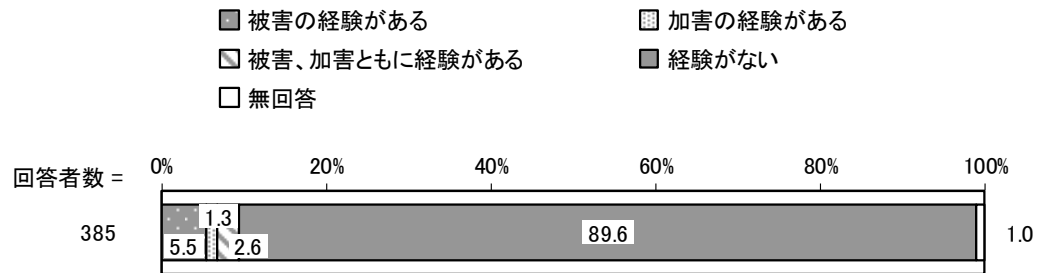
「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかる」の割合が 52.5%と最も高く、次いで「男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくす」の割合が 44.7%、「労働時間短縮や休暇制度を普及させることで、仕事以外の時間をより多く持てるようにする」の割合が 38.4%となっています。

回答者数 = 385



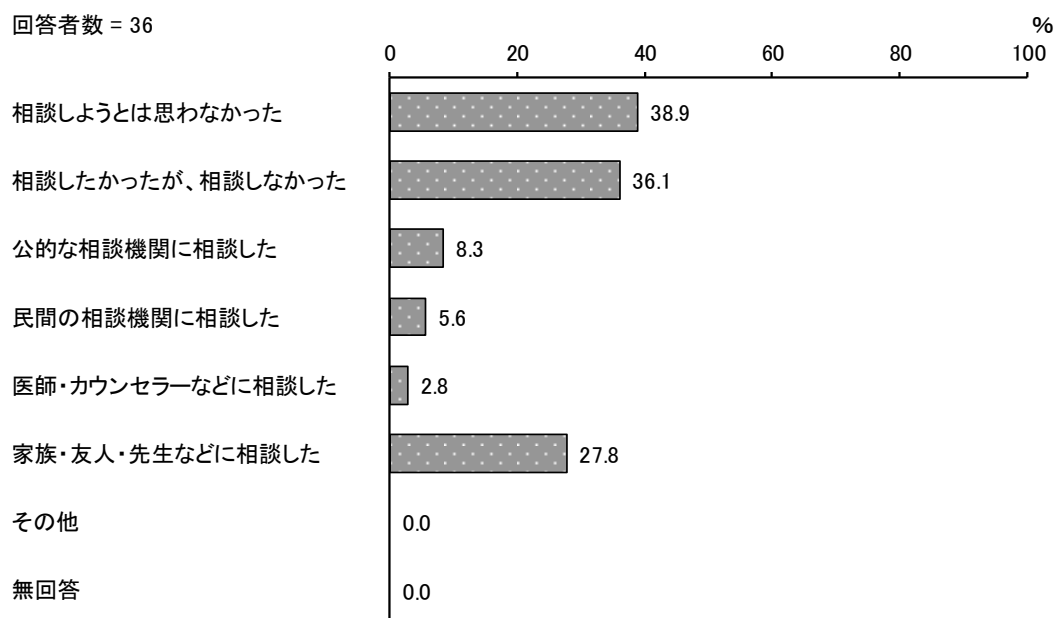
⑩ DV（ドメスティック・バイオレンス）の経験について

「被害の経験がある」の割合が 5.5%、「加害の経験がある」の割合が 1.3%、「被害、加害ともに経験がある」の割合が 2.6%となっています。



⑪ DVの経験がある人の相談状況について

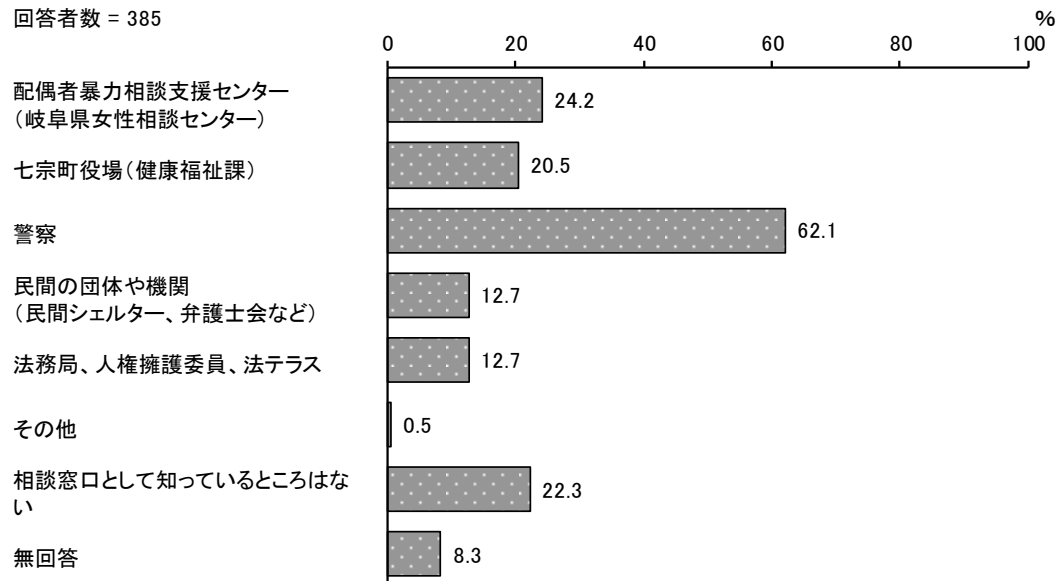
「相談しようとは思わなかった」の割合が 38.9%と最も高く、次いで「相談したかったが、相談しなかった」の割合が 36.1%、「家族・友人・先生などに相談した」の割合が 27.8%となっています。



⑫ DVに関する相談窓口の認知度について

「警察」の割合が62.1%と最も高く、次いで「配偶者暴力相談支援センター（岐阜県女性相談センター）」の割合が24.2%、「相談窓口として知っているところはない」の割合が22.3%となっています。

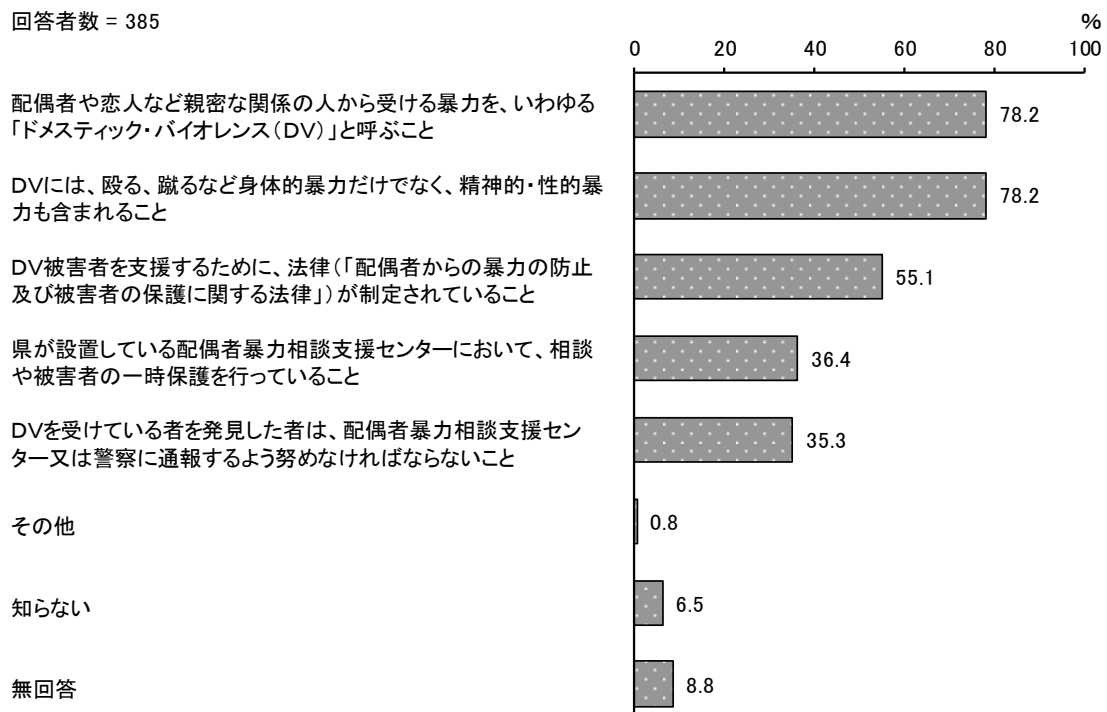
回答者数 = 385



⑬ DVに関する認知度について

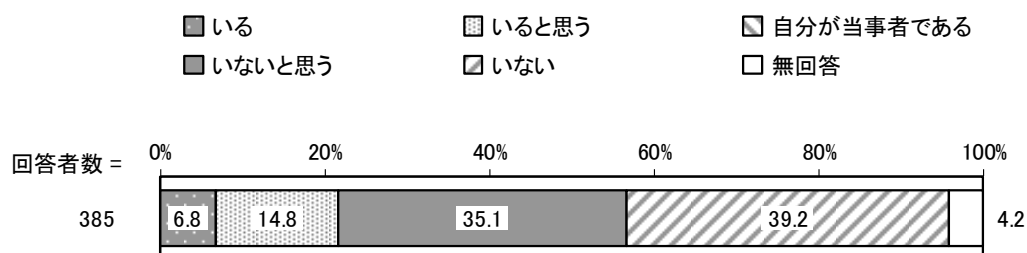
「配偶者や恋人など親密な関係の人から受ける暴力を、いわゆる「ドメスティック・バイオレンス（DV）」と呼ぶこと」、「DVには、殴る、蹴るなど身体的暴力だけでなく、精神的・性的暴力も含まれること」の割合が78.2%と最も高く、次いで「DV被害者を支援するために、法律（「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」）が制定されていること」の割合が55.1%となっています。

回答者数 = 385



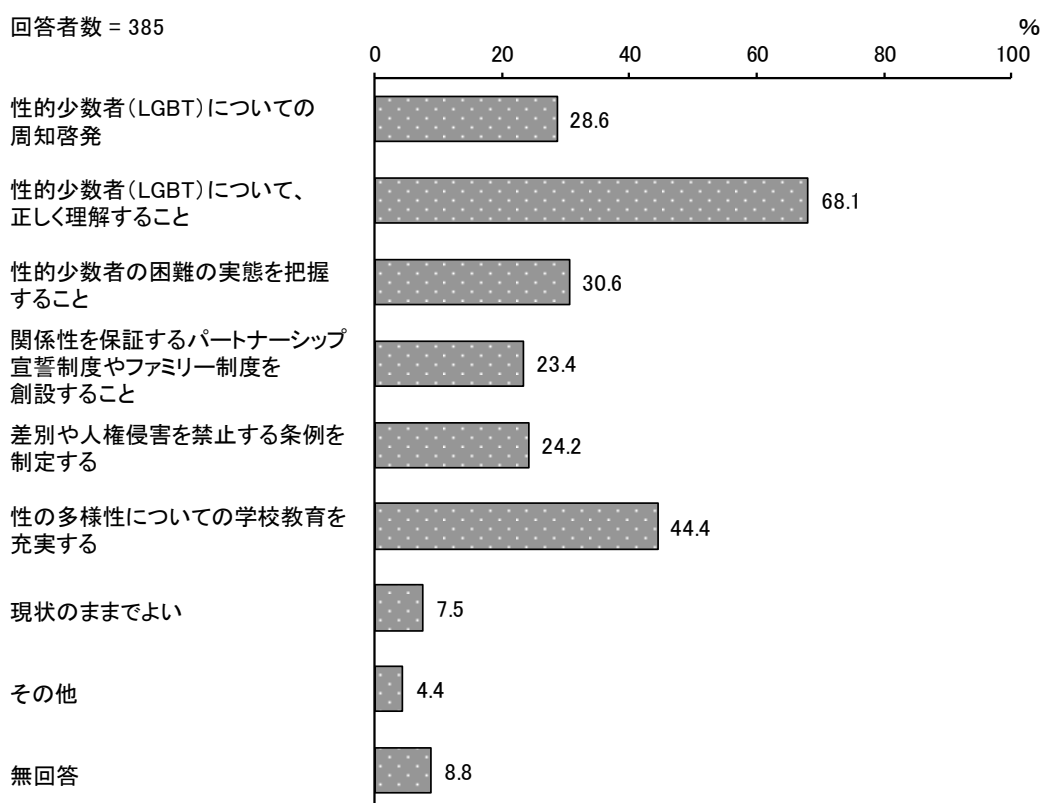
⑭ 身の回りに性的少数者（L G B T）と思われる方がいるかについて

「いる」と「いると思う」をあわせた“いる”の割合が21.6%となっています。



⑮ 性的少数者（L G B T等）の困難を解決して、暮らしやすい社会としていくために必要なことについて

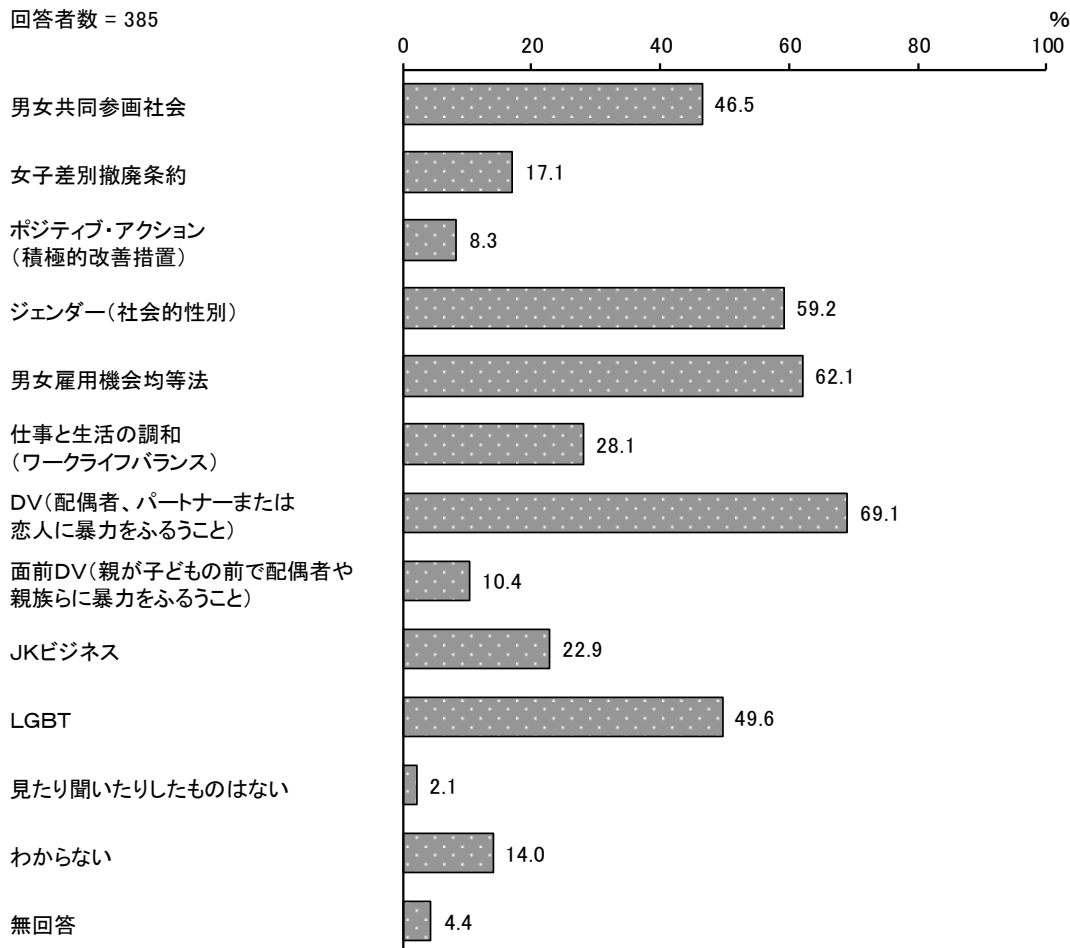
「性的少数者（L G B T）について、正しく理解すること」の割合が68.1%と最も高く、次いで「性の多様性についての学校教育を充実する」の割合が44.4%、「性的少数者の困難の実態を把握すること」の割合が30.6%となっています。



⑯ 男女共同参画に関する用語の認知度について

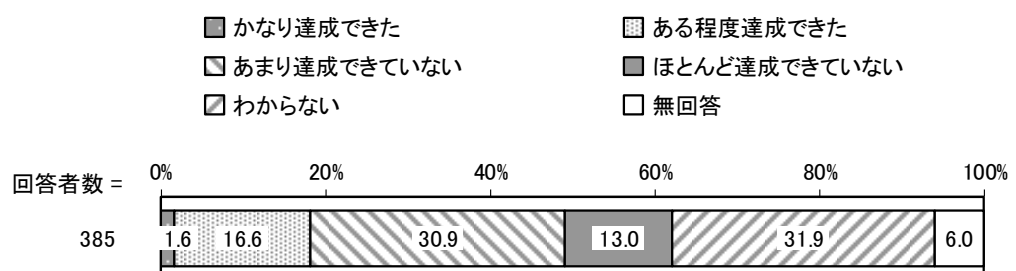
「DV（配偶者、パートナーまたは恋人に暴力をふるうこと）」の割合が69.1%と最も高く、次いで「男女雇用機会均等法」の割合が62.1%、「ジェンダー（社会的性別）」の割合が59.2%となっています。

回答者数 = 385



⑰ 男女共同参画社会の達成度について

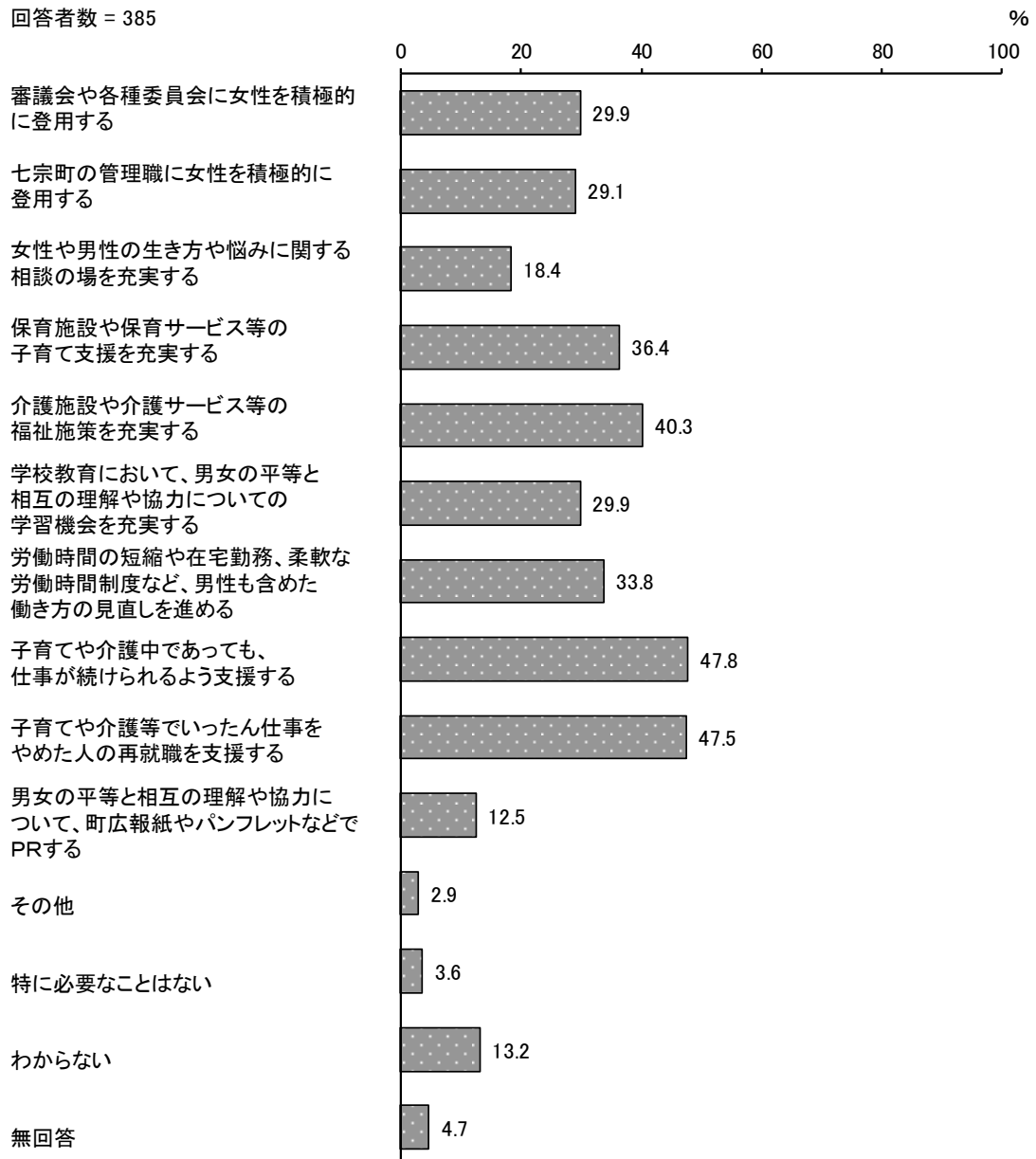
「かなり達成できた」と「ある程度達成できた」をあわせた“達成できた”の割合が18.2%、「あまり達成できていない」と「ほとんど達成できていない」をあわせた“達成できていない”の割合が43.9%、「わからない」の割合が31.9%となっています。



⑱ 男女共同参画社会を実現するために、力を入れていくべきことについて

「子育てや介護中であっても、仕事が続けられるよう支援する」の割合が 47.8%と最も高く、次いで「子育てや介護等でいったん仕事をやめた人の再就職を支援する」の割合が 47.5%、「介護施設や介護サービス等の福祉施策を充実する」の割合が 40.3%となっています。

回答者数 = 385



3 男女共同参画を取り巻く課題

(1) 男女平等意識について

分野別男女平等意識については、家庭、学校において「平等である」の割合が高くなっています。一方、政治の場では、“男性の方が優遇されている”の割合が高くなっています。性別で見ると、家庭や職場、社会全体において、男性に比べ、女性で“男性の方が優遇されている”の割合が高くなっています。

また、男女があらゆる分野で平等になるために重要なこととして、「女性を取り巻くさまざまな偏見や社会通念、慣習、しきたりなどを改める」「法律や制度の見直しを行い、性差別につながるものを改める」「学校教育や社会教育・生涯学習の場で、男女の平等と相互の理解や協力についての学習を充実する」など割合が高く、家庭や地域、職場等の場面や、ライフステージに応じて、男女共同参画の意義や必要性について理解を促進する必要があります。

「女らしさ／男らしさ」や「女性／男性の役割」などを言われたり期待されたりすることが“ある”の割合が5割半ば、「男は仕事、女は家庭」という考え方について、“賛成”の割合が約2割となっています。長年にわたり人々の中に形成された固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見や固定観念、無意識の思い込み（アンコンシヤス・バイアス）の解消に向け意識啓発を行うことが必要です。

(2) 女性の活躍推進について

女性が職業を持つことについて、「ずっと職業をもった方がよい」の割合が40.0%と最も高くなっているものの、本町女性の年齢階級別就業率を見ると、いわゆる「M字カーブ」を描いており、出産や子育て期にあたる30歳代に就業率が落ち込み、子育て支援等により再就職をしている人が多いことが伺えます。

女性が出産後なども離職せずに働き続けるために、家庭・社会・職場において必要なこととして、「保育所や学童クラブなど、子どもを預けられる環境の整備」の割合が約7割と最も高く、次いで「男性の家事参加への理解・意識改革」「職場における育児・介護との両立支援制度の充実」と続いています。さらに、男女共同参画社会を実現するために、力を入れていくべきこととして、「子育てや介護中であっても、仕事が続けられるよう支援する」「子育てや介護等でいったん仕事をやめた人の再就職を支援する」の割合が高くなっています。

女性が出産や育児、介護などにかかわらず、継続就業や再就職ができるよう、子育て支援や、仕事と生活との両立に向けた支援、職業能力を高めるための知識・技術の習得やチャレンジしたい女性への支援、性別にかかわらず多様で柔軟な働き方を選択できる職場づくりを進めることが必要です。

(3) ワーク・ライフ・バランスについて

ワーク・ライフ・バランスの状況については、希望として『「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい』、『「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」の三つとも大切にしたい』の割合が高くなっているものの、現実としては『「仕事」を優先している』の割合が最も高く、次いで『「家庭生活」を優先している』『「仕事」と「家庭生活」をともに優先している』となっています。

男女が共に家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくために必要なこととして、「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかる」の割合が約5割と最も高く、次いで「男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくす」、「労働時間短縮や休暇制度を普及させることで、仕事以外の時間をより多く持てるようにする」となっており、ワーク・ライフ・バランス実現に向け、男性の家事、育児、介護などへの参画を促進するとともに、育児・介護休業法や仕事と家庭を両立するための制度の周知や環境づくりが必要です。

(4) DVについて

ドメスティック・バイオレンス（DV）の経験については、「被害の経験がある」の割合が5.5%、「加害の経験がある」の割合が1.3%、「被害、加害ともに経験がある」の割合が2.6%となっています。また、DVの経験があった人のうち「相談しようとは思わなかった」「相談したかったが、相談しなかった」の割合が4割弱となっており、被害を受けても相談しなかった人がいることが伺えます。

DVに関する相談窓口の認知度について見ると、「警察」の割合が6割を超えているものの、「配偶者暴力相談支援センター（岐阜県女性相談センター）」の割合が2割半ば、「相談窓口として知っているところはない」の割合が約2割となっており、相談窓口の周知と相談しやすい環境づくりを進める必要があります。

（５）性の多様性について

自分の身近にＬＧＢＴ等の性的少数者の方がいるかについては、“いる”が約２割となっています。また、性的少数者（ＬＧＢＴ等）の困難を解決して、暮らしやすい社会としていくために必要なこととして、「性的少数者（ＬＧＢＴ）について、正しく理解すること」の割合が約７割と最も高く、次いで「性の多様性についての学校教育を充実する」「性的少数者の困難の実態を把握すること」となっており、子どものころからＬＧＢＴをはじめ性的少数者に対する理解を深め、性の多様性を尊重する意識を育てることが必要です。

（６）地域活動や社会生活等について

地域活動に「現在参加している」の割合は約３割半ばとなっていますが、性別で見ると、「現在参加している」の割合は男性で約５割となっている一方で、女性では２割半ばとなっています。

また、男女があらゆる分野で平等になるために重要なこととして、「女性を取り巻くさまざまな偏見や社会通念、慣習、しきたりなどを改める」の割合が約５割、「行政や企業などの重要な役割に女性を積極的に登用する制度を採用・充実する」の割合が約３割となっています。男女共同参画社会を実現するために、力を入れていくべきこととして、「審議会や各種委員会に女性を積極的に登用する」「七宗町の管理職に女性を積極的に登用する」の割合が約３割となっています。

社会参加を促進するため、地域活動において性別にとらわれない参加や役割分担を促すとともに、方針決定の過程への女性の参画が進むことは、多様な価値観や意見を取り入れ実現につながることから、町だけでなく、企業や地域活動団体等に対して、方針の立案及び決定に女性の参画が拡大するよう促進することが重要です。

1 男女共同参画の推進における基本理念

すべての人がおもいやり互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、社会の対等な構成員としてあらゆる分野に共に参画し、それぞれの個性と能力を十分に発揮できることを基本理念として、男女共同参画社会を目指します。

おもいやりとやすらぎのまち “七宗”の創造

2 基本目標

基本目標 1 男女共同参画社会形成のための意識の醸成

誰もが自分の生き方を選択し、個性や能力を発揮しながら自分らしく生きていけるよう、固定的な性別役割分担意識を解消し、町民が性別に関わりなく多様な生き方を選択でき、お互いを尊重し認め合う社会の実現を目指します。

また、すべての人が男女共同参画に関する認識を深められるよう、様々な機会を通して分かりやすい広報・啓発活動を行います。さらに、生涯にわたって意識が醸成されるよう家庭や地域、学校等のあらゆる場において男女共同参画を進める教育・学習を推進します。

基本的施策 1 男女共同参画への理解の推進

基本目標 2 女性が活躍できる社会の実現【女性活躍推進】

女性が活躍することのできる男女共同参画社会の実現のため、男女が共に働きやすい環境整備を進めるとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現が図れるよう労働時間の短縮をはじめとする働き方の見直しや柔軟な就労形態、子育てや介護と仕事を両立できる環境の整備等に努めます。また、一人ひとりが個性と能力を発揮して働くことができるよう、男女差別をなくし、男女が共に安心して働くことが確保される環境づくりを進めます。

基本的施策 1 男女が共に働きやすい環境の整備

基本的施策 2 ワーク・ライフ・バランスの啓発

基本目標 3 安心して暮らせる地域づくり

重大な人権侵害である DV などの男女間のあらゆる暴力に対応するため、DV 等を許さない社会意識の醸成、相談体制の整備等を行い、安心して暮らせるまちづくりを推進します。

また、生涯を通して健康で安心して豊かに暮らせる生活環境を整えるため、生涯に渡り男女の健康を支援していきます。

家庭・地域活動における男女共同参画を推進することで協働によるまちづくりを実現します。

基本的施策 1 人権尊重とあらゆる暴力の根絶

基本的施策 2 すべての人の心と体の健康づくり

基本目標 4 男女共同参画の推進による豊かな社会づくり

家庭生活や地域社会活動の分野では、男女が共に活躍できる環境を整えることが必要です。そのため、男女が互いに対等な立場で、家庭生活や地域活動に積極的に参加できるように支援します。また、地域活動の様々な分野で女性が意思決定・方針決定過程へ参画できるように環境整備を進めます。

基本的施策 1 政策・方針決定過程における男女共同参画

基本的施策 2 地域活動における男女共同参画の推進

基本的施策 3 協働によるまちづくりの推進

基本的施策 4 社会的支援に関する環境の整備と充実

基本目標 1 男女共同参画社会形成のための意識の醸成

基本的施策 1 人権意識の醸成

誰もがいきいきと暮らせる男女共同参画社会の実現に向けて、「男性だから、女性だから」と個人の生き方が制限されることなく、個性と能力が十分に発揮できるよう、人権尊重を基盤とした男女共同参画の意識の醸成が重要です。

そのため、家庭や地域、職場でこれまで当然と考えられてきた固定的な性別役割分担意識に基づく慣習やしきたりを解消するための啓発を行っていきます。

【具体的な取り組み】

① 固定的な性別役割分担意識の変革

- ・固定的な性別役割分担を解消するための啓発を進めます。
- ・メディアリテラシー[※]育成のための教育と啓発を推進します。

② 性的少数者への理解の推進

- ・性的少数者に対する差別や偏見をなくすための教育と啓発を推進します。

※メディアリテラシー：テレビや新聞などのマスメディアやインターネットから受けとった情報を主体的に読みとる能力や、情報を取捨選択する能力のこと。

基本的施策２ 男女共同参画への理解の推進

さまざまな分野での男女の地位について、依然として社会全体での男女の意識の差には隔たりがあるため、子どもの時から、男女平等の意識を育むための教育を行っていくとともに、それぞれの個性と能力を十分発揮し、将来を見通して自己形成ができるよう学校等における教育を推進します。

また、家庭においても、男女平等の意識を育むための学習機会の充実や、啓発活動を行っていきます。

【具体的な取り組み】

① 男女共同参画に関する広報啓発・情報提供

- ・「広報ひちそう」やホームページを中心に男女共同参画の啓発を進めます。
- ・国や県、自治体が発信する情報を収集して地域に提供したり、パンフレットの作成や情報誌の活用により広い分野で啓発します。

② 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

- ・意識向上のために、男女共同参画について考える場や学習する場を提供していきます。
- ・あらゆる世代のライフスタイルに対応できるように学習機会を提供します。
- ・国や県が開催する講座や講演会等に参加出来るように広く啓発します。

基本目標 2 女性が活躍できる社会の実現【女性活躍推進】

基本的施策 1 男女が共に働きやすい環境の整備

働く場や生計の確保について支援するとともに、雇用形態の変化や多様な働き方に対応できるよう、啓発や情報提供が重要です。

事業所に対し、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法、女性活躍推進法の趣旨や内容について周知・啓発を図り、男女間の賃金格差、昇進・昇格の格差の是正等について事業所等に働きかけ、性別にかかわらず、働きやすく、能力を発揮できる職場環境づくりを促進します。

【具体的な取り組み】

① 男性優位の待遇の改善

- ・給与や昇進等、男性優位なところもありますが、男女が共にその能力に応じて働きやすい職場環境づくりを目指していくうえで、男性が優遇されている現状の改善が必要です。
- ・女性においても、男だから女だからという意識をなくし、能力を積極的に発揮する必要があります。
- ・商工会や町内事業所への普及、啓発をしていきます。

② 職場における仕事と家庭の両立支援の促進

- ・女性が働き続ける上で、出産、子育て、介護が大きな問題となっています。子育てや介護は女性だけでなく、男性に対しても職場や社会が理解し、女性が働き続けることができることを目指し、育児・介護休業制度をはじめとした支援制度の充実を普及・啓発します。
- ・労働によって妊産婦の健康が損なわれることがないように、母性保護の向上に努めます。

③ 商工会・地域の事業者との連携と啓発

- ・町内の事業者に対して雇用に関する法令や制度を周知するために商工会への働きかけなどを実施するなど、積極的に情報提供や就業の場での男女共同参画の促進について認識を高める啓発を実施します。

基本的施策2 ワーク・ライフ・バランスの啓発

「男は仕事、女は家庭」という固定的な役割分担意識を解消し、男女が共に社会参加しやすい環境をつくっていくためにも、家庭において男女共同参画を推進していきます。また、子育て家庭の男女共同参画を推進するため、家庭教育の支援を促進します。

【具体的な取り組み】

① 家事、子育てへの男性の参画促進

- 家庭における性別役割分担意識は、女性の担当が多くなっているように、昔から男女の固定的役割分担や気づかない性別差別をなくすために、一人ひとりの意識改革を進める必要があります。

② 子育て家庭への支援

- 子育てに行き詰まった保護者が、子どもに対して暴力を振るうなど育児拒否に陥るケースがあります。子育て家庭への男女共同参画を推進するためにも子育て家庭への支援を促進します。

基本目標 3 安心して暮らせる地域づくり

基本的施策 1 人権尊重とあらゆる暴力の根絶

虐待、DV などのあらゆる暴力の根絶のためには、予防と早期発見・早期対応が重要です。

すべての人があらゆる暴力の根絶のために暴力をしない・させない・許さない意識を高めるとともに、被害者からの相談や被害者への支援体制づくりを進めていきます。

【具体的な取り組み】

① 人権尊重意識の啓発

- ・男女共同参画社会の実現に向けて、すべての人が正しく理解するために啓発活動を行い、人権尊重意識の浸透を図ります。

② 子どもの人権についての啓発

- ・子ども一人ひとりの人権が尊重され幸福に暮らせるために、子どもの人権啓発を保育園・学校・人権擁護委員などと連携して推進します。

③ 配偶者等からの暴力の根絶

- ・暴力は絶対に許されるものではありません。暴力の根絶に向けて、積極的に啓発活動を行うとともに相談体制の充実を図ります。また、セクシャルハラスメント防止に対しても啓発活動をおこない意識の向上に努めます。

④ 暴力や虐待などに関する相談窓口の周知と充実

- ・暴力や虐待などに関する相談窓口のパンフレットを配布し、周知を図るとともに、庁内や関係機関などと連携し、相談しやすい支援体制を整備していきます。

⑤ 若年層への予防啓発、デートDV対策の推進

- ・若年者へむけた「デートDV」について啓発するとともに、相談があった場合、県や町の相談窓口を紹介し、関係各所と連携します。

⑥ 被害者の安全確保

- ・被害者が安全に一時避難し、安心して生活できるよう関係機関と連携し、対応します。

基本的施策2 すべての人の心と体の健康づくり

誰もが性別等にかかわらず生涯を通じて心身ともに健康で豊かな暮らしを送るためには、性別による身体機能の違いや特性を十分に理解し、お互いを尊重することが重要です。

個人のそれぞれの生き方を尊重するため、生涯にわたって健康な生活を営むための環境づくりを行っていきます。

【具体的な取り組み】

① 母子保健の充実

- 女性の社会進出や核家族化が進む中で、出産や子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。安心して子どもを産み育てることが出来るために、母子保健の充実に努めます。
- 親子を対象とした食育教室等を開催し、食材や栄養バランスについて学ぶとともに、規則正しい食事から健やかな生活リズムをつくるように働きかけます。

② 健康づくりの推進

- 健康の維持増進を図るためには、一人ひとりが自分の健康に対する意識を高める必要があります。
- 健康に関する情報提供や、話し合いの場を設けるなど様々な形で心身の健康に対する啓発を実施していきます。

③ 介護支援体制の充実

- 高齢化が進む中で在宅介護の割合が増加し、女性への負担が大きくなっています。介護が女性に集中しないように、男性も介護を担える意識の醸成や社会の支えあいの体制づくり、介護保険制度の利用を促進するなど、介護負担の軽減を図ります。

基本目標 4 男女共同参画の推進による豊かな社会づくり

基本的施策 1 政策・方針決定過程における男女共同参画

将来にわたり持続可能で、多様性に富んだ活力ある地域社会を実現するためには、行政、企業、地域など、様々な分野の活動において、男女がいずれか一方の性に偏ることなく方針決定の場に参画する機会を確保し、多様な視点からの意見を反映することが重要です。

そのため、男女共同参画社会を実現するため、行政内における男女平等意識の醸成とともに、男女が共に働きやすい環境づくりに取り組みます。

【具体的な取り組み】

① 町の管理職などへの女性の登用推進

- 行政においても、管理職の女性登用を積極的に推進していく必要があります。女性職員が能力を十分に発揮できるように研修・講座を通じて人材の育成に努めます。
- 管理職への登用は性別に問われず、管理職にふさわしい人材育成に努めるとともに女性の登用を推進します。

② あらゆる立場の意見を反映させるシステムづくり

- まちづくりを推進するために、あらゆる立場の意見を反映させることができるシステムづくりを推進します。

基本的施策 2 地域活動における男女共同参画の推進

男女が共に地域活動に参画することで家庭生活の充実につながることから、地域活動への参加を促進し、ワーク・ライフ・バランスにつなげていきます。

【具体的な取り組み】

① 地域活動の役職などにおける女性登用促進

- 地域活動は、最も身近な社会参画の場であり、そこで女性も力をつけていくことが社会参画につながります。
- 地域活動における女性のスキルアップを支援し、区長会などの地域活動に男女が共に参画できる環境をつくれます。

基本的施策３ 協働によるまちづくりの推進

近年、地域の課題が多様化しており、行政サービスだけでは住民のニーズに対応することが困難なケースが出てきました。

行政だけでなく、住民や地域団体等が協力して取り組む事業や参画する仕組みを推進し、それぞれの立場の特性を活かした取り組みを推進します。

【具体的な取り組み】

① 住民が活躍するまちの推進

- ・住民参画の制度を活用し、男女が共にまちづくりに積極的に参画できるような機会を充実させます。
- ・地域のリーダーを育成するためにも地域の活動が活性化するように支援を行います。

② NPO・ボランティア団体との連携強化と活動支援

- ・NPO、ボランティア団体との連携、活動の支援を強化します。
- ・住民一人ひとりの活動と交流が活性化する環境づくりに努めます。
- ・活動に対する地域住民の理解を深め、性別や世代が隔てなく参加できるよう、地域での交流を深めながら活動を促進します。

③ 防災活動における女性の参画の推進

- ・被災時には、男女の身体的生理的な違いにより、男女双方の視点からの配慮をした活動が必要なため、女性を含めた自主防災体制の強化を図り、男女が協力して防災活動ができる体制づくりに努めます。

基本的施策 4 社会的支援に関する環境の整備と充実

障がい者やひとり親世帯、高齢者世帯が増加する中、男女間の差だけでなく、日本で働き生活する外国籍住民であることなど社会の変化を背景に複合的に困難な状況に置かれている人々が、自立して安心して生活できる環境の整備を行う必要があります。

男女共同参画の視点に立って、お互いに助け合い、すべての人が暮らしやすいまちづくりを目指します。

【具体的な取り組み】

① 障がい者の生活に対する支援

- ・障がい者やその家族が安心して地域で暮らし続けることのできる環境づくりを推進するため、公共施設等のバリアフリー化をはじめ、障がいを持っていても安心して生活が送れるよう各種支援を行います。

② 高齢者の自立した生活に対する支援

- ・少子高齢化がますます進むこれからの社会において、高齢者が自立して、安心して暮らせることができる社会づくりが必要です。
- ・高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるように、介護予防や高齢者の生きがいづくりなど、高齢者に対する支援を行います。

③ ひとり親世帯の自立した生活に対する支援

- ・ひとり親世帯では、仕事・家事・育児などをすべて一人で負担しており、精神的、経済的に不安定な状況になる可能性があります。ひとり親世帯の生活安定のため、精神的安定と経済的な自立を促進する支援を行います。

④ 外国籍住民の自立した生活に対する支援

- ・外国籍住民が、言葉の違いにより暮らしの中で不便さを感じることを少なくなるように、外国籍住民への相談業務や情報提供を行います。